

工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
1	発注者の損害賠償請求等	21	54		6		本項と第1項第4号はいずれも債務不履行に関する損害賠償請求について規定している条項と思われますが適用の区分はどのようにされるのでしょうか。	第6項は工事目的物は適切に完成していることを前提として、第6項各号に該当する事項（主に工事目的物の完成プロセスにおいて提案した事項が実施されていないことが発覚した場合）が生じた際に適用することを想定します。
2	受注者の損害賠償請求等	23	55		2		第54条第5項において受注者の履行の遅延に対する利息の利率が3%であるのに対して、本項では発注者の履行の遅延に対する利息の利率が2.5%として異なる基準を定めている理由をご教示ください。	国土交通省の工事請負契約書に準じた取扱いとしているためです。
3	制裁金等の徴収	24	58		1		利息の支払い計算期間が、制裁金等の支払い日までではなく、請負代金の支払日までとしている理由をご教示ください。	国土交通省の工事請負契約書に準じた取扱いとしているためです。
4	制裁金等の徴収	24	58		2		延滞金の算出基準となる金額は、制裁金等の金額のみか、それとも第1項によって加わった利息も含む金額なのでしょうか。	後段のとおりです。